

議案第6号

平成24年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算

平成24年度鳥取県の天神川流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ975,937千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成24年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		720,585 ^{千円}
	1 負担金	720,585
2 使用料及び手数料		517
	1 使用料	517
3 国庫支出金		123,440
	1 国庫補助金	123,440
4 繰入金		3,854
	1 一般会計繰入金	3,854
5 繰越金		76,541
	1 繰越金	76,541
6 県債		51,000
	1 県債	51,000
歳 入 合 計		975,937

歲 出		
款	項	金 額
1 流域下水道事業費		847,051 ^{千円}
	1 流域下水道建設事業費	229,509
	2 流域下水道管理事業費	617,542
2 公 債 費		128,886
	1 公 債 費	128,886
歲 出 合 計		975,937

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
天神川流域下水道事業費	千円 51,000	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
計	51,000			